

IV まちづくりの基本方針

市の目指すまちづくりの構想を実現するための、まちづくりの基本的な方針と実現に向けた施策を、以下の7つの分野ごとに示します。

分野別の主な課題

交通

- ・ 計画的な道路の整備
- ・ 快適な公共交通機関の充実, 利便性の維持
- ・ 自転車・歩行者の安全性の確保
- ・ 災害に強い道路網の構築
- ・ 快適に移動・回遊できる歩行空間の整備
- ・ にぎわい・回遊性の向上に向けた都市空間の形成
- ・ 持続可能な交通の形成
- ・ 開かずの踏切の解消

環境

- ・ みどりの保全と創出
- ・ 都市農地の保全・活用
- ・ 脱炭素・循環型社会の実現

福祉

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・ 道路や施設のバリアフリー化の推進
- ・ バリアフリーの移動環境の構築
- ・ 子どもが安心して過ごせる環境の形成

防災

- ・ ハード・ソフト両面からの防災対策
- ・ 災害に強い都市基盤整備
- ・ 安心して避難できる避難所の整備・充実
- ・ 市民と協働した防災対策の推進

住環境

- ・ 良好な住環境の形成
- ・ 地域の特性に応じた住宅施策の推進
- ・ 持続可能な居住環境づくり
- ・ まちへの愛着や安心感を深めるコミュニティの形成

景観

- ・ 総合的な景観施策の展開
- ・ 自然を活かした景観の形成
- ・ 歴史・文化を活かした景観の形成
- ・ 魅力ある市街地景観の形成

地域活性化

- ・ 都市基盤整備と併せた地域活性化の推進
- ・ 産業・観光振興による地域活性化の推進
- ・ 駅前広場・都市計画道路の整備に伴う地域活性化
- ・ 共創による地域活性化の推進

まちづくりの方向

1. だれもが安全・ 安心・快適に暮らせるまち

【主な関係分野】 交通, 福祉, 防災, 住環境

2. 豊かな自然環境と 調和したうるおいのあるまち

【主な関係分野】 環境, 景観, 地域活性化

3. 多くの人が訪れる にぎわい・活力あふれるまち

【主な関係分野】 景観, 地域活性化

4. ゆとりある都市空間の形成

【主な関係分野】 交通, 環境, 福祉, 防災, 住環境, 景観, 地域活性化

まちづくりの基本方針

交通	①	道路の持つ機能や役割に応じた体系的な道路ネットワークを形成します。
	②	まちの自立を促進し、交流の基礎となる道路の整備など、交通網の骨格づくりを進めます。
	③	住宅地内の生活道路については、地域特性に応じた整備を計画的に進めます。
	④	交通利便性の向上のため、公共交通体系の充実を図ります。
	⑤	市の活力向上・持続可能に資する交通環境の整備を推進します。また、生活環境に配慮した交通需要管理の在り方を検討します。

環境	①	武蔵野の限りある水と緑の環境を積極的に守り育て、調布らしさを発揮します。
	②	自然とふれあう、水と緑のネットワークや拠点づくりを進めます。
	③	農地を守り活かし、やすらぎのあるまちづくりを進めます。
	④	ゼロカーボンシティに向けた取組を進めます。

福祉	①	子どもや高齢者、障害のある方を含め、すべての人々にとって住みやすいまちづくりを進めます。
	②	ユニバーサルデザインをもとに、安心して使える施設整備を進めます。
	③	市民と地域と市が協働して、自立を支えるまちづくり、多世代間のふれあいや助け合いの意識づくりを進めます。

防災	①	地震による被害を最小限にとどめ、復旧を迅速に行うための防災に資する都市基盤整備を進めます。
	②	激甚化・頻発化する風水害の対策を図ります。
	③	市民との協働により、防災の意識づくり、地域の連携の充実を図ります。

住環境	①	親しみと誇りをもって住み続けるため、安全・快適で生活しやすい住環境づくりを進めます。
	②	地域のつながりや地域資源を活かした、ふれあいと憩いの場づくり、街なみづくりを進めます。
	③	市民・事業者・行政（市）による持続可能な住環境の形成を進めます。

景観	①	武蔵野の限りある水と緑の環境を積極的に守り育て、調布らしさを発揮します。
	②	都市景観に配慮しつつ、子どもから大人までうおいとやすらぎを感じられる景観形成を図ります。
	③	市民や事業者との連携による景観形成を図ります。

地域活性化	①	地域のつながりや地域資源・観光資源を活かした、多世代間の交流を生む拠点づくりや、ふれあいと憩いの場づくりを市民・事業者と連携し進めます。
	②	にぎわいと活力ある中心市街地や各拠点の形成に向けて、都市基盤・交通基盤の整備を図ります。
	③	市に根付く様々な産業の育成を支援し、職住融合のまちづくりを進めます。

1. 交通分野

■まちづくりの基本方針

方針① 道路の持つ機能や役割に応じた体系的な道路ネットワークを形成します。

- 道路は、広域的な道路交通や人々の日常生活における移動経路のほかに、防災・減災、ウォーカブルなどのまちのにぎわい形成など、様々な機能や役割を持っています。調布市道路網計画で位置付けた都市計画道路をはじめとする広域道路は、周辺都市を結ぶアクセス機能や防災機能などをもち、日常生活の移動を支える地区内道路は、市内各所へのアクセス機能や避難経路、にぎわい形成機能などを持つことから、道路がもつ機能や役割に応じ、適切に配置された体系的な道路ネットワークを形成します。

方針② まちの自立を促進し、交流の基礎となる道路の整備など、交通網の骨格づくりを進めます。

- 比較的整備されている東西交通に加え、南北交通を整備することにより、交通網の骨格づくりを進めます。
- 東部地域における開かずの踏切対策や混雑の解消、災害時における避難及び緊急車両のアクセス性や回遊性の向上などを図るため、連続立体交差事業を見据えた取組の検討を進めます。

方針③ 住宅地内の生活道路については、地域特性に応じた整備を計画的に進めます。

- 調布市道路網計画に位置付けた地区内道路である生活道路では、防災性の向上やアクセス性を考慮した配置など、地域の特性に応じた整備を計画的に推進します。

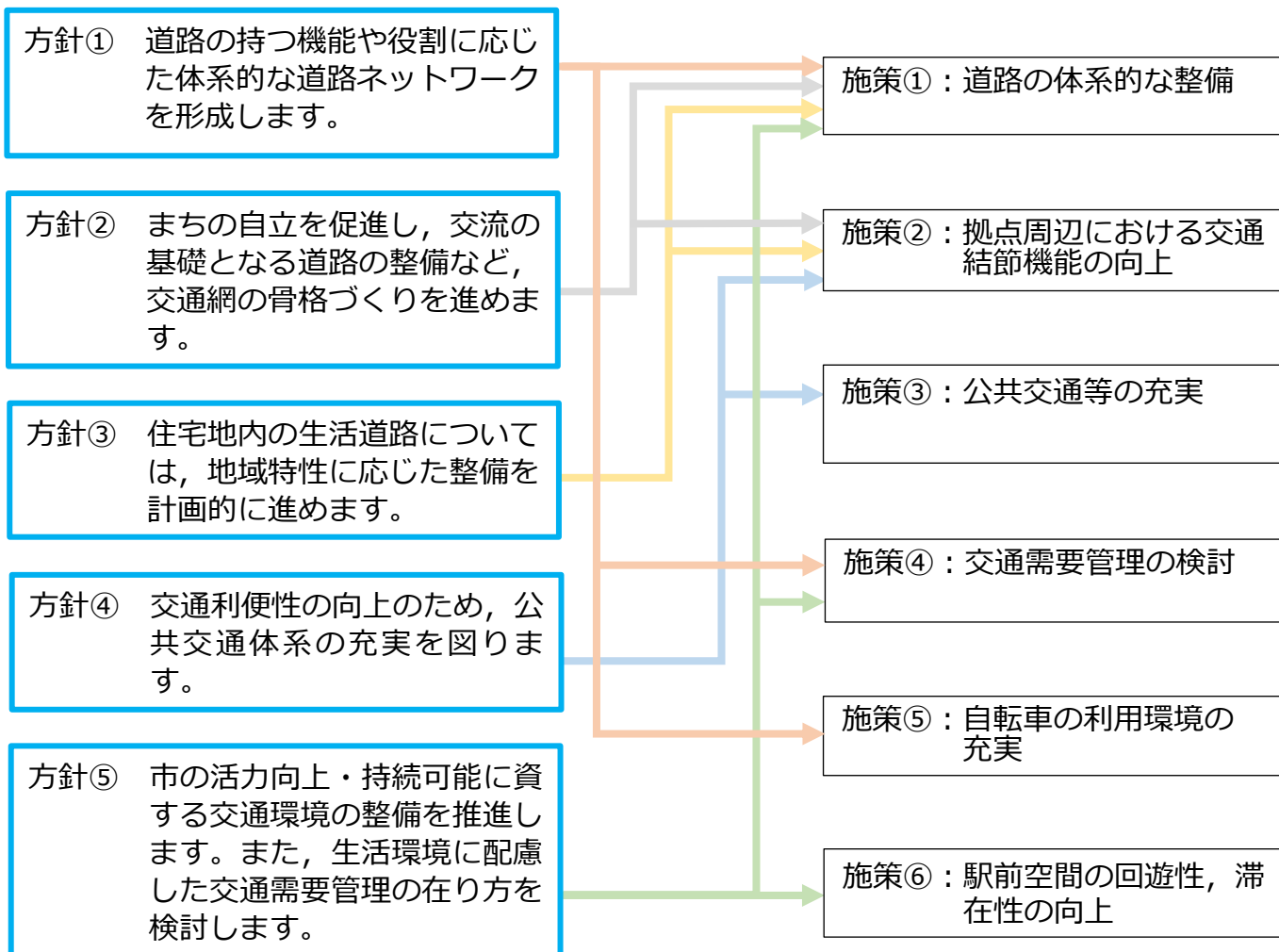
方針④ 交通利便性の向上のため、公共交通体系の充実を図ります。

- バスなどの公共交通が利用しにくい地域への対応を含め、公共施設へのアクセス性を高めるため、公共交通の充実・バス待ち環境の改善等を図ります。
- さらなる利便性・快適性の向上や環境負荷の低減のため、進展著しいデジタル技術や次世代交通システムの活用について検討します。

方針⑤ 市の活力向上・持続可能に資する交通環境の整備を推進します。また、生活環境に配慮した交通需要管理の在り方を検討します。

- 人々の活発な交流を促しにぎわい空間を創出する等、中心市街地における回遊性を向上させる道路空間の整備を進めます。
- 調布らしい景観を活かした道路や駅前空間の創出により、回遊性・滞在性の向上を図ります。
- 周辺自治体と連携したシェアサイクル等の環境負荷の少ない移動手段の導入について検討します。
- あらゆる移動手段に対応した、市街地と観光地とのアクセス性の向上を図ります。
- 自転車通行空間の整備や自転車駐車場(駐輪場)の設置など、自転車の利用環境の整備を推進します。
- 計画的な道路の維持管理に取り組むとともに、交通需要管理やマナー向上に向けた啓発などソフト面の取組も推進し、子どもから大人まで安全・安心な交通環境の形成を目指します。

[方針・施策の体系]



【交通】

施策①：道路の体系的な整備	
①-1	道路網計画で位置付けた目指すべき道路網の実現に向けて都市計画道路及び生活道路の整備を推進・促進します。また、整備等に当たっては、地域の特性や環境への配慮に努めます。
①-2	東京外かく環状道路の整備により、大きな交通環境の変化が想定されることから、ジャンクション周辺の交通環境の整備を促進します。
①-3	東部地域における開かずの踏切対策をはじめとした交通環境改善を図るため、京王線連続立体交差事業を見据えた取組の検討を進めます。
①-4	良好な自然環境・街なみ景観に配慮しながら、都市計画道路の整備を推進し、沿道の商業的な土地利用を誘導します。
①-5	都市防災機能を強化するため、市道については調布市無電柱化推進計画に基づき、優先整備路線として位置付けた路線から無電柱化を進めます。なお、都道及び国道については、無電柱化を促進します。
①-6	安全で快適な生活空間を備えた市街地整備を図るため、道路や交通安全施設の効率的な補修や更新等、生活道路等の維持管理を進めます。
①-7	市民生活に密着した道路の安全性を確保するため、狭あい道路・行き止まり道路の解消や、抜け道となっている道路の一方通行化、通学路の速度規制の検討など、交通環境の向上に向けた改善に努めます。
①-8	安全な歩行環境のために、歩行者横断部については、できる限り段差の少ない構造とします。
①-9	駅周辺の歩行者の回遊性の向上を図るため、調布駅付近の京王線連続立体交差事業後の鉄道敷地の活用や、都市計画道路や生活道路、歩行者用道路等の整備を進めます。 鉄道敷地については、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成に向けた土地利用を図ることで、「居心地が良く歩いて楽しいまちなか」を形成していきます。
①-10	建築物の壁面の位置の制限などの規制誘導や、樹木の適正な管理などに向けた検討など、歩行者空間及び自転車通行空間の確保を推進します。
①-11	通学路など園児や小学生が利用する道路について、関係機関と連携して実施している安全確保の取組を継続します。
施策②：拠点周辺における交通結節機能の向上	
②-1	鉄道とバス等との交通結節機能を強化するとともに、ゆとりと利便性を兼ね備えた人中心の空間を創出するため、駅前広場の整備を進めます。
②-2	駅周辺の交通環境の変化に合わせて、歩行者・自転車・車の分離や動線の在り方を検討します。
②-3	災害時の輸送路の確保や景観への配慮の観点からも放置自転車対策や駐輪場の計画的な整備を図ります。
②-4	交通結節点や観光地など、来訪者の多い施設の周辺を中心に、まちづくりと連携しただれにでもわかりやすい案内誘導を行うため、公共サインの整備等を推進します。
施策③：公共交通等の充実	
③-1	走行の円滑化や新たな需要の喚起など、バス交通の充実を検討します。 ア. コミュニティバスの利用促進、効率的運用に向けて、利用状況を踏まえたルートの充実等を検討 イ. 調布駅周辺の道路整備等と合わせて、交通事業者との連携により、市の南北を結ぶ路線など利便性の高いバス路線網の再編整備を検討 ウ. 社会情勢の変化にあわせ、適切で効率的な運行本数等の設定についてバス事業者と協議 エ. ノンステップバスなど車両のバリアフリー化の促進 オ. ゼロエミッション・ビークル(ZEV)導入及び充電施設の設置促進 カ. バス利用者の快適性を向上させるため、バス停に上屋やベンチ等の交通施設の設置を促進
③-2	自動運転バス、デマンド交通の導入など、新たな都市交通環境の形成に向けた取組を検討します。
③-3	バリアフリー重点整備地区（調布駅・布田駅・国領駅周辺地区、飛田給駅周辺地区、京王多摩川駅周辺地区）の特定事業計画を支援・推進します。また、各事業者が連携しやすい環境づくりに取り組みます。

施策④：交通需要管理の検討

- ④-1 調布市総合交通計画に基づき、公共交通、自動車、自転車、徒歩などを適切に利用できる交通環境の形成に向けた取組を促進します。
- ④-2 移動手段の選択肢の充実及び環境にやさしい交通手段の充実の観点から、シェアサイクルステーションの設置など、多様な交通手段の利用促進等を図ります。また、各事業が連携しやすいような環境づくりに取り組めます。
- ④-3 右左折レーンやバス待避路の確保等の渋滞緩和策を検討します。

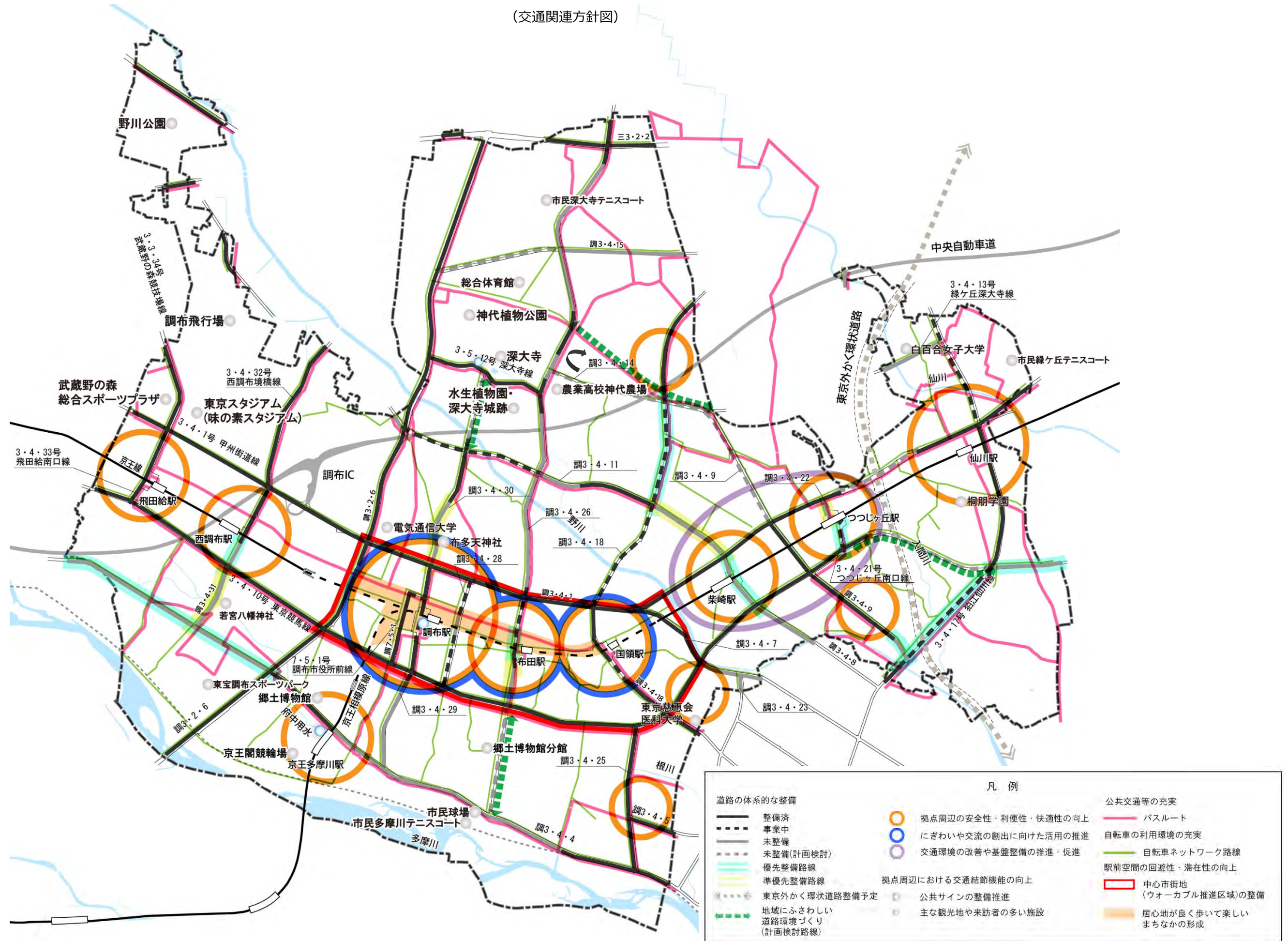
施策⑤：自転車の利用環境の充実

- ⑤-1 歩行者と自転車が安全・安心に移動できるよう、自転車の通行空間を確保した整備を進めます。
- ⑤-2 原則的に市内全ての自転車等駐車を有料化するとともに、道路上等への有料自転車等駐車場設置を検討します。
- ⑤-3 自転車の利用マナーの向上に向け、関係機関と連携し、ルール作りや意識啓発等の取組を進めます。

施策⑥：駅前空間の回遊性、滞在性の向上

- ⑥-1 道路整備や、にぎわいのある駅前空間の創出により、居心地が良く歩いて楽しいまちなかを形成し、市の魅力や回遊性の向上を図ります。
- ⑥-2 駅前広場は、駅利用者の利便性とゆとりを兼ね備えた空間を整備し、回遊性・滞在性の向上を図ります。調布駅、布田駅及び国領駅は、にぎわいや交流の創出に向けた駅前空間の活用を推進します。

(交通関連方針図)



2. 環境分野

■まちづくりの基本方針

方針① 武蔵野の限りある水と緑の環境を積極的に守り育て、調布らしさを発揮します。

- 水と緑，土，大気などの環境を，市民の貴重な共有財産としてとらえ，積極的に守り育てます。
- 崖線の緑地，谷戸や里山，地下水や湧水など，生態系の保全と回復に努めます。
- 水と緑が有する多様な機能を活用し，グリーンインフラの取組を推進します。

方針② 自然とふれあう，水と緑のネットワークや拠点づくりを進めます。

- 人と生き物にやさしい，水と緑のネットワークや拠点を形成します。
- 散歩道や街路樹による緑のネットワーク化により，地域生態系を保全します。
- 公園の魅力をさらに高めるとともに，地域特性に応じた公園機能の再編を検討します。また，多様な手法の1つとして，Park-PFI 制度等民間活力の導入を検討します。

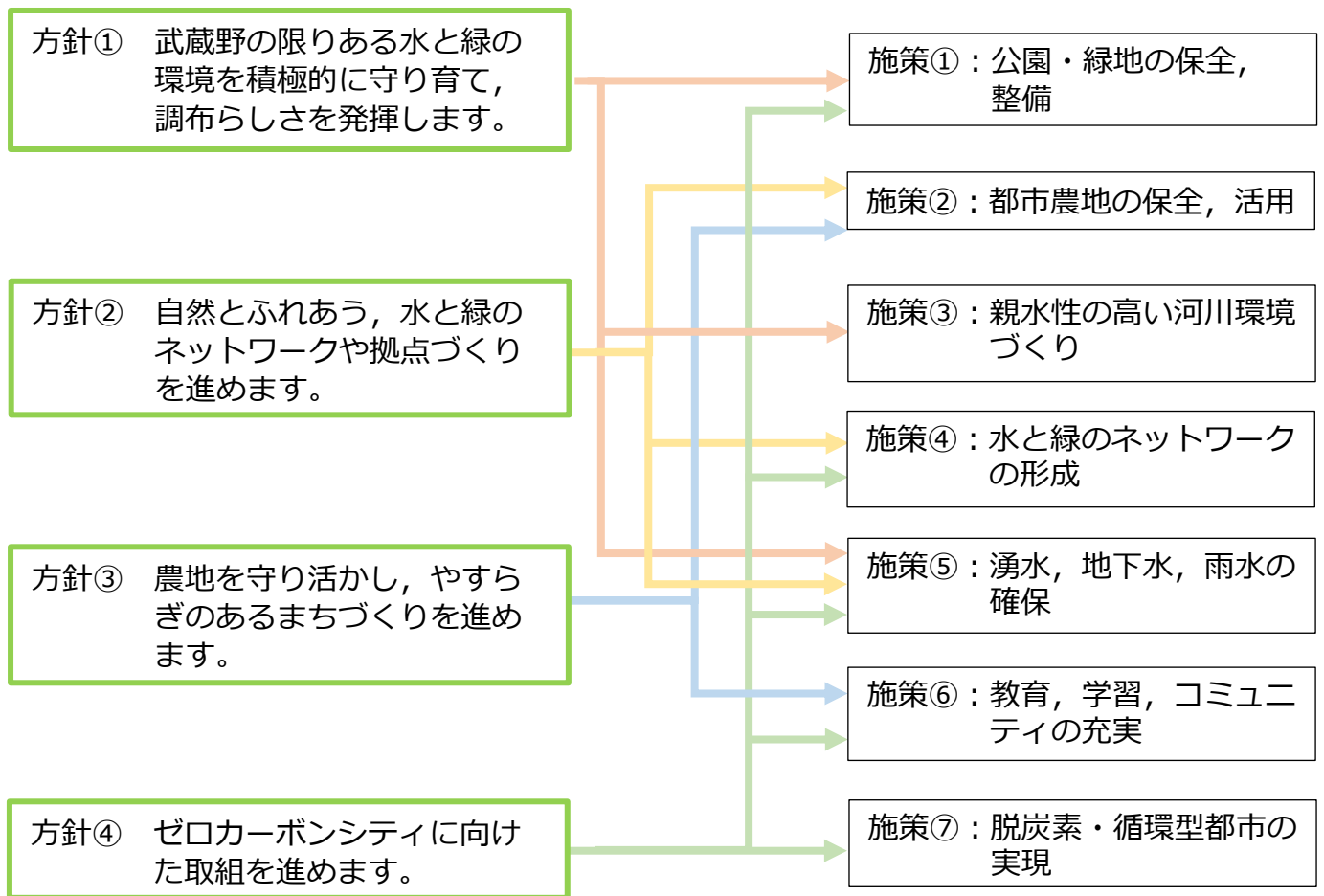
方針③ 農地を守り活かし，やすらぎのあるまちづくりを進めます。

- 農の里や農の風景育成地区に指定した地区など，都市の貴重な環境資源を保全し，農のある風景の維持に努めます。
- 多面的な機能を持つ農地の計画的な保全と活用を図ることにより，地球温暖化や自然災害に対応した，農と住の調和したまちづくりを推進します。
- 屋敷林や生垣の保全，季節の祭り，自然と共生する暮らしなど，生活文化や歴史を次世代に継承するための取組を推進します。
- 調布で採れた新鮮な地場野菜を市民が消費する地産地消を推進するなど，農業振興計画の着実な推進を図り，貴重な緑とやすらぎのあるまちづくりを実現します。

方針④ ゼロカーボンシティに向けた取組を進めます。

- 持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を目指し，市民，事業者，行政(市)それぞれの立場での役割を再認識し，協働して，再生可能エネルギーの利活用をはじめとするゼロカーボンシティに向けた取組を進めます。
- 環境に配慮した施設の整備や自動車交通の在り方について検討します。
- 生命の源である健全な水循環の回復と水環境の再生を推進していきます。

[方針・施策の体系]



【環境】

施策①：公園・緑地の保全、整備

- ①-1 市民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、規模や配置の検討や、公園機能の再編も視野に入れて、地域に親しまれる身近な公園・広場等を計画的に整備します。
- ①-2 公園不足地域においては、新たな公園用地の候補として、未利用地や農地等の活用を検討します。
- ①-3 崖線などのまとまった樹林地、河川や湧水などの水環境、都市農地、寺社等の歴史ある緑といった市を象徴する多様な緑の保全と活用を図ります。
- ①-4 崖線と一体となった緑である「調布の森」は、地域制緑地制度等の活用や緑地等として整備するとともに、希少な動植物を保全します。
- ①-5 公共的空間における緑の創出や、都市計画等の制度活用など、恒久的な緑を確保するための方策を検討します。
- ①-6 大規模開発等においては、緑を創出するため、緑化の促進や建築物の屋上緑化等を事業者に要請するなど、様々な方策を講じて緑を確保します。
- ①-7 調布基地跡地の留保地（国有地）については、既存の利用計画策定以降の周辺地域における施設整備等の状況の変化や民間活力の活用をはじめとする市の公共施設マネジメントに関する基本的な方針などを踏まえ、多角的な視点から検討・整理し、国との協議・調整を行います。
- ①-8 調布駅付近の京王線連続立体交差事業後の鉄道敷地を活用し、中心市街地における緑道の整備を進めます。
- ①-9 緑地協定、地区計画など緑化のためのルールづくりや生け垣助成制度など市民の自主的な活動への支援を通じて、住宅地の緑化を推進します。
- ①-10 市街地における暑熱対策として、公共施設や教育文化施設の壁面緑化などの充実について調査・検討し、市民の交流の場にふさわしい環境づくりを行います。

施策②：都市農地の保全、活用

- ②-1 農地は都市にあるべきものとして位置付け、多面的な活用を推進します。また、直売所の利用促進や防災協力農地としての活用を検討します。
- ②-2 地域の農地の魅力を広めるため、魅力発信の方法等を検討するとともに、農業体験ファームや市民農園等の充実など、市民と農のふれあいの場づくりに努めます。
- ②-3 都市農地や屋敷林等を活かし、「農の里」における市民と農のふれあいの機会を創出します。
- ②-4 農地や屋敷林が多く残る地域においては、地域の実情に合わせて、地区計画や田園住居地域の指定など、緑農住が調和した住環境と営農環境の維持・形成に向けた取組を検討します。

施策③：親水性の高い河川環境づくり

- ③-1 多摩川、野川、仙川について、生物生息環境に配慮した安全で快適な河川・川岸の整備及び管理を、河川管理者である国及び東京都に要望し、水辺環境の整備促進を図ります。
- ③-2 多摩川河川区域内の「武蔵野の路 二子・是政コース」では、コースの拡幅を進めるとともに、安全で快適なウォーキングなどが楽しめるよう利用環境の向上に取り組みます。

施策④：水と緑のネットワークの形成

- ④-1 水辺空間や公園・緑地、公共施設等を結び、だれもが快適で安心して歩くことができる緑道・散策路のネットワークを形成することで、魅力向上を図ります。
- ④-2 ヒートアイランド現象の緩和や生物生息環境の確保など、環境との共生を目指し、河川や街路樹のある幹線道路、緑道等を活かして、水と緑のネットワークの形成を推進します。

施策⑤：湧水、地下水、雨水の確保

- ⑤-1 湧水等水環境の回復及び大雨による浸水被害軽減のため、雨水浸透ます等の雨水貯留・浸透施設の設置、及び浸透性の高い道路や駐車場等の整備を促進します。
- ⑤-2 用水路等は暗渠部分の復活や、用水路沿いの緑化を推進し、水を活かした空間を検討します。

- ⑤-3 有害物質の排水規制や地下浸透規制等の導入，適切な廃棄物処理の確立などにより，水環境の安全性の確保を図ります。
- ⑤-4 合流式下水道の構造上，降雨時に汚水混じりの雨水が河川等に放流されることに伴う水質汚濁を抑制するため，雨水貯留・浸透施設の設置促進により，下水道に流れ込む雨水量を削減することで，未処理水の雨水の流出抑制を図ります。

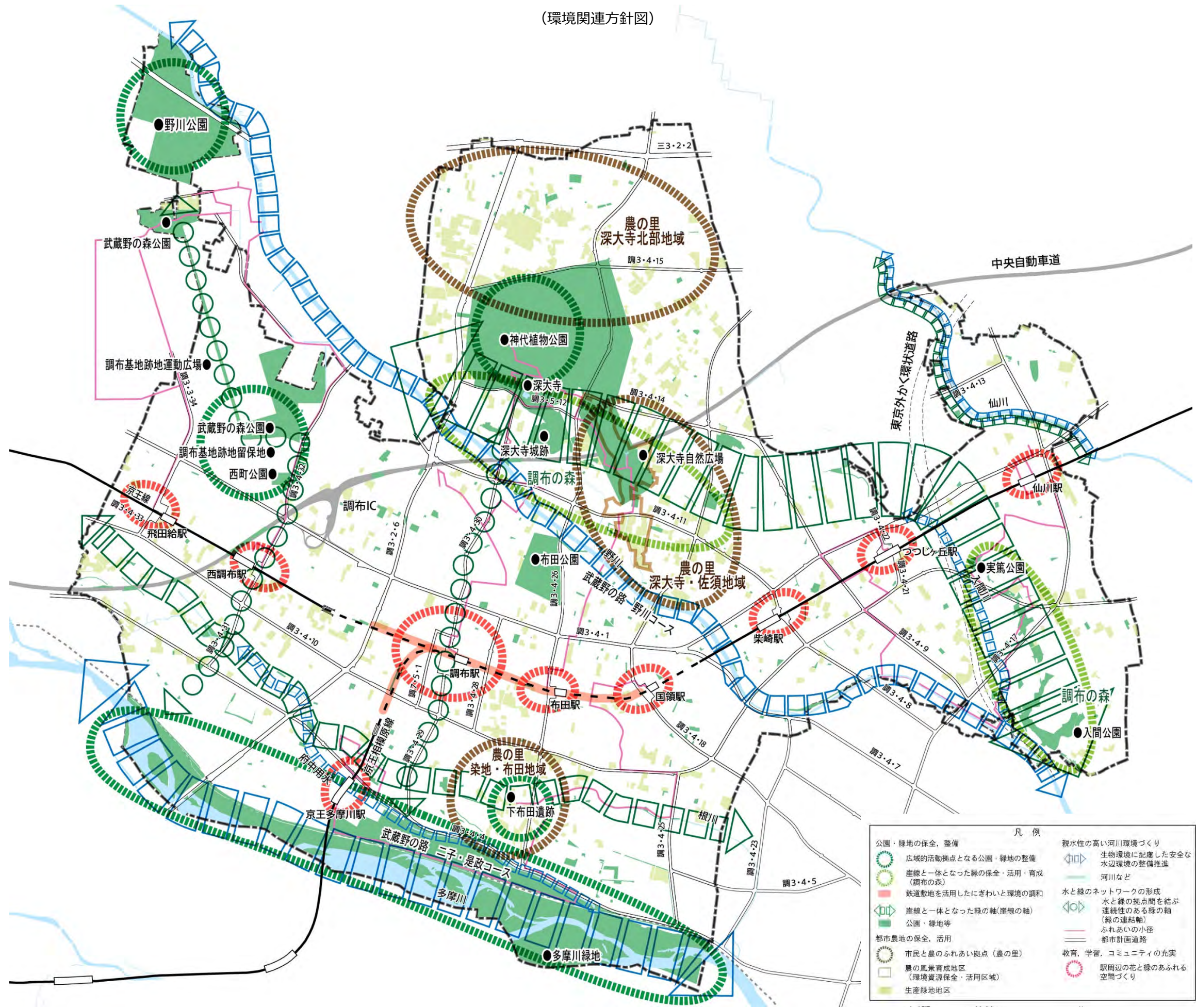
施策⑥：教育，学習，コミュニティの充実

- ⑥-1 学校農園事業を通じ，教育，食育，学習の場で自然とふれ合う機会の充実を図ります。
- ⑥-2 市民ニーズに対応した公園や緑地づくりのため，市民団体等が主体となって維持・管理するための支援を進めます。また，多様な手法の一つとして，Park-PFI 制度等民間活力の導入を検討します。
- ⑥-3 環境フェア，外来植物駆除，環境啓発に係るフォトコンテスト等のイベントの実施や環境学習事業，環境保全意識の啓発などにより，生物多様性や地球温暖化防止に関する市民の意識向上を図ります。
- ⑥-4 水と緑に対する関心を高めるため，優れた緑化や花づくりを行う市民の表彰やコンクール等を実施するとともに，地域住民などによる緑化活動や水環境の保全活動を支援するなど，水と緑を育てる意識づくりに努めます。

施策⑦：脱炭素・循環型都市の実現

- ⑦-1 雨水を利用した中水道等の活用を推進します。
- ⑦-2 落ち葉やせんてい枝を利用した堆肥化を推進します。
- ⑦-3 次世代を担う子どもたちをはじめ，より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう，市内の環境状況(二酸化炭素やごみの排出量など)の見える化など，ごみ減量・リサイクルや地球温暖化対策に対する関心を喚起するとともに，共通の理解を深めるための環境学習の機会と内容の充実を図ります。
- ⑦-4 脱炭素社会の実現に向け，市民・事業者・行政（市）が連携・協働して，省エネルギー，建築物の断熱性能の向上，再生可能エネルギーの導入，緑の保全・創出，街区・地区単位での環境負荷の低減等を推進します。
- ⑦-5 ごみの発生抑制（リデュース）を最優先とし，再使用（リユース），再利用（リサイクル）の3Rに取り組み，資源循環型社会の構築を目指し，さらなるごみ減量・リサイクルを推進します。
- ⑦-6 持続可能なまちづくりを実現するため，戦略的なインフラの維持管理・更新等に取り組むことにより，市民の安全・安心の確保，中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化に努めます。
- ⑦-7 公用車におけるゼロエミッション・ビークル（ZEV）の導入に努めるとともに，一般車への普及を促進します。また，ZEVの充電施設の充実を図ります。
- ⑦-8 公共施設などの建築に当たっては，地球温暖化防止や森林を適切に管理する観点から，多摩産材の積極的な利用を推進します。
- ⑦-9 環境との共生を図るため，ZEB・ZEH等の省エネルギー住宅・公共施設，宅地内緑化，保水機能の向上など，環境に配慮した住宅等の普及拡大を促進します。

(環境関連方針図)



3. 福祉分野

■まちづくりの基本方針

方針① 子どもや高齢者、障害のある方を含め、すべての人々にとって住みやすいまちづくりを進めます。

- 道路・交通施設や公共交通のバリアを解消し、だれもが安全に、快適に移動できるまちづくりを進めます。
- 多世代対応型住宅の供給を促進するなど、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。
- ハード・ソフトの両面からだれもが安全・安心で生活しやすいまちづくりを進めます。

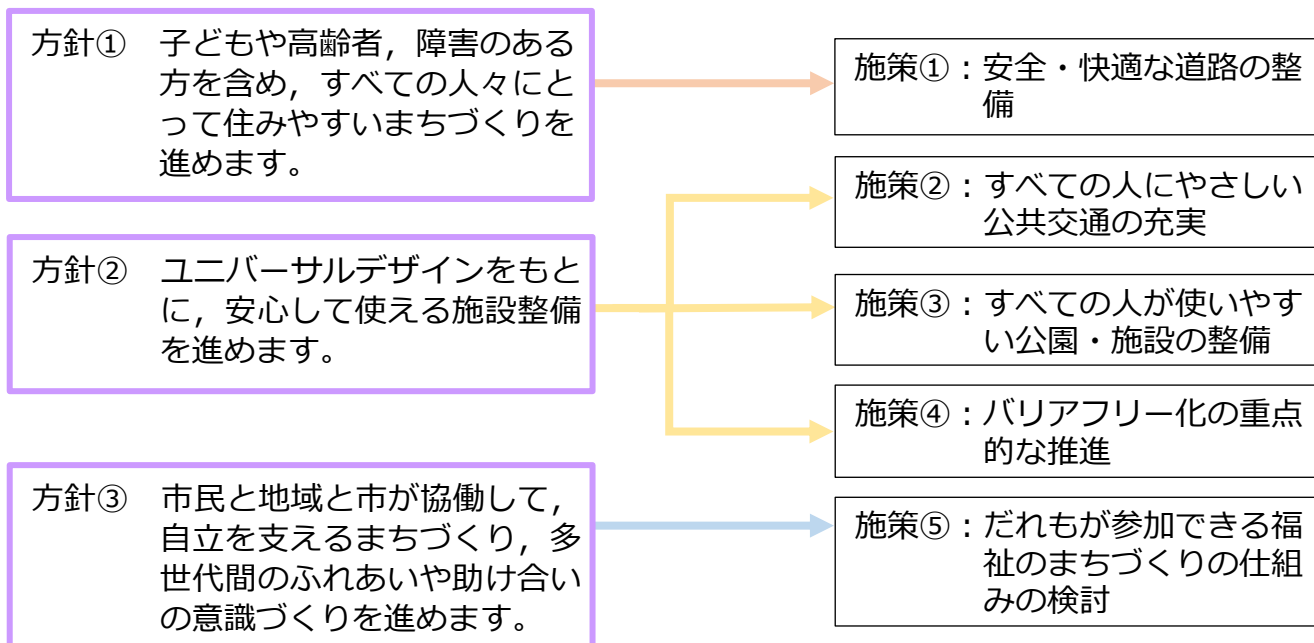
方針② ユニバーサルデザインをもとに、安心して使える施設整備を進めます。

- 設計・計画の段階から、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、安全、快適に利用することのできる施設づくりを進めます。
- 高齢者や障害のある方、子ども、外国人など、だれにでもわかりやすい公共サインの整備等を図ります。

方針③ 市民と地域と市が協働して、自立を支えるまちづくり、多世代間のふれあいや助け合いの意識づくりを進めます。

- 既存ストック等を活用し、多世代間の交流が生まれる場の充実を図り、すべての人々が自立して生活できるよう、ふれあいや助け合いの意識づくりを進めます。

[方針・施策の体系]



【福祉】

施策①：安全・快適な道路の整備

- ①-1 安全な歩行空間を形成するために、歩車道の段差解消(バリアフリー化)による、人と環境に優しい道路整備を推進します。
- ①-2 歩道と車道が適切に分離された道路の整備を推進します。
- ①-3 建築物の壁面後退など、都市計画手法による規制・誘導により、快適な歩行空間の確保を図ります。
- ①-4 車のスピードを抑制する表示や、ゾーン30プラスなど、速度抑制効果のある取組を検討し、歩行者や自転車の安全を確保します。
- ①-5 広場や遊歩道等において、歩行者が休憩するためのベンチの設置等を検討します。
- ①-6 駅周辺や通学路を中心に設置した防犯カメラの維持や受動喫煙対策の取組を実施し、子どもをはじめすべての人にとって、安全で快適な空間を確保します。

施策②：すべての人にやさしい公共交通の充実

- ②-1 公共交通移動等円滑化基準に基づくバリアフリー化を継続して実施するため、鉄道とバスなど、交通施設等のバリアフリー化を支援します。
- ②-2 コミュニティバスやデマンド交通等の活用、福祉タクシーの利用支援により、公共交通が利用しにくい地区への適切なサービス提供を図るなど、だれもが移動しやすい公共交通環境の実現に向けた取組を検討します。
- ②-3 バリアフリーマスタープランに定める重点整備地区（調布駅・布田駅・国領駅周辺地区、飛田給駅周辺地区、京王多摩川駅周辺地区）における生活関連経路のバリアフリー化を促進します。

施策③：すべての人が使いやすい公園・施設の整備

- ③-1 すべての市民が交流でき、子どもが安心して元気よく遊ぶことができるよう、施設の維持・更新や受動喫煙対策の取組により、広場や公園などを快適性・防犯性・安全性が確保されたふれあいの場として整備します。
- ③-2 市民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、規模や配置の検討や、公園機能の再編も視野に入れて、地域に親しまれる身近な公園・広場等を計画的に整備します。
- ③-3 公共性が高い施設をはじめ建築物・公園の整備・改修に当たり、計画段階からユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、あらゆるバリアを解消しだれもが使いやすい施設となるよう整備します。また、利用者マナー向上の周知を図ります。
- ③-4 バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づく、建築活動等の適切な規制・誘導を推進します。
- ③-5 地域共生社会の充実に向けて、総合的な福祉の拠点整備を進めます。また、地域特性を活かした市街地の形成と併せて、商業・医療・福祉機能の立地誘導を図るなど、すべての人が身近な場所で安心して生活できるまちづくりを進めます。
- ③-6 地域のふれあいの場として、河川や農地などの地域資源を活かし、公園、広場の設置を検討します。
- ③-7 子ども・高齢者や障害のある方にも住み良い住宅の建設、改善を推進します。
- ③-8 交通結節点や観光拠点など、来訪者の多い施設の周辺を中心に、まちづくりと連携しだれにでもわかりやすい案内誘導を行うため、公共サインの整備等を推進します。

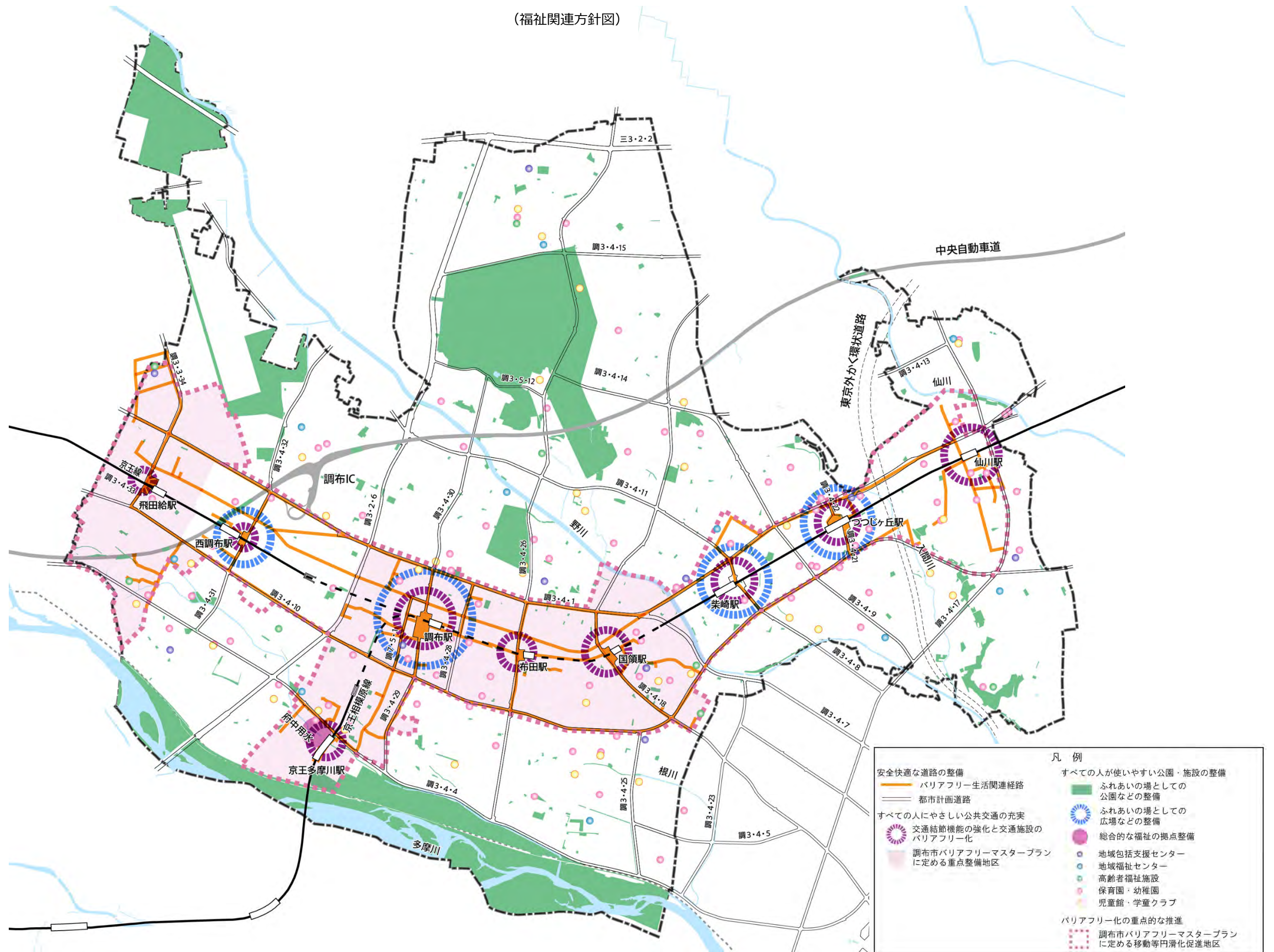
施策④：バリアフリー化の重点的な推進

- ④-1 調布市バリアフリーマスタープラン及び調布市バリアフリー基本構想に基づき、移動環境をより向上させるための整備を促進します。

施策⑤：だれもが参加できる福祉のまちづくりの仕組みの検討

- ⑤-1 高齢者や障害のある方、子育て世代の意見を聞きながら、まちづくりを進めます。さらに、DX技術なども活用した、生きがいづくりや社会参加のシステムづくりを検討します。
- ⑤-2 まちは、市民の意識を色濃く反映するものであることから、福祉のまちづくりに関する参加や体験の機会の充実を図ります。

(福祉関連方針図)



凡例	
安全快適な道路の整備	すべての人が使いやすい公園・施設の整備
<ul style="list-style-type: none"> オレンジ線: バリアフリー生活関連経路 黒線: 都市計画道路 	<ul style="list-style-type: none"> 緑色: ふれあいの場としての公園などの整備 青い渦巻き: ふれあいの場としての広場などの整備 紫の渦巻き: 総合的な福祉の拠点整備 赤い渦巻き: 地域包括支援センター 黄色い渦巻き: 地域福祉センター 緑色: 高齢者福祉施設 青い渦巻き: 保育園・幼稚園 赤い渦巻き: 児童館・学童クラブ
すべての人にやさしい公共交通の充実	バリアフリー化の重点的な推進
<ul style="list-style-type: none"> 紫の渦巻き: 交通結節機能の強化と交通施設のバリアフリー化 赤い渦巻き: 調布市バリアフリーマスタープランに定める重点整備地区 	<ul style="list-style-type: none"> 赤い渦巻き: 調布市バリアフリーマスタープランに定める移動等円滑化促進地区

4. 防災分野

■まちづくりの基本方針

方針① 地震による被害を最小限にとどめ、復旧を迅速に行うための防災に資する都市基盤整備を進めます。

- 道路、公園などの都市基盤の整備や、オープンスペースを確保するなど、災害に強いまちづくりを推進します。
- 新たな土地利用と併せた公共施設等の整備については、再生可能エネルギーの活用やグリーンインフラの考え方を取り入れつつ、防災機能の向上を高めるとともに、防災施設等の整備に当たっては、平常時にも利活用できるフェーズフリーの考え方に基いた整備を推進します。
- 木造住宅密集地域や、農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域等については、住宅の耐震・耐火促進等による安全かつ魅力的な市街地の形成を図ります。
- 多様なニーズに応じた避難所等の整備・運営を促進し、安全・安心に避難できる環境の整備を進めます。

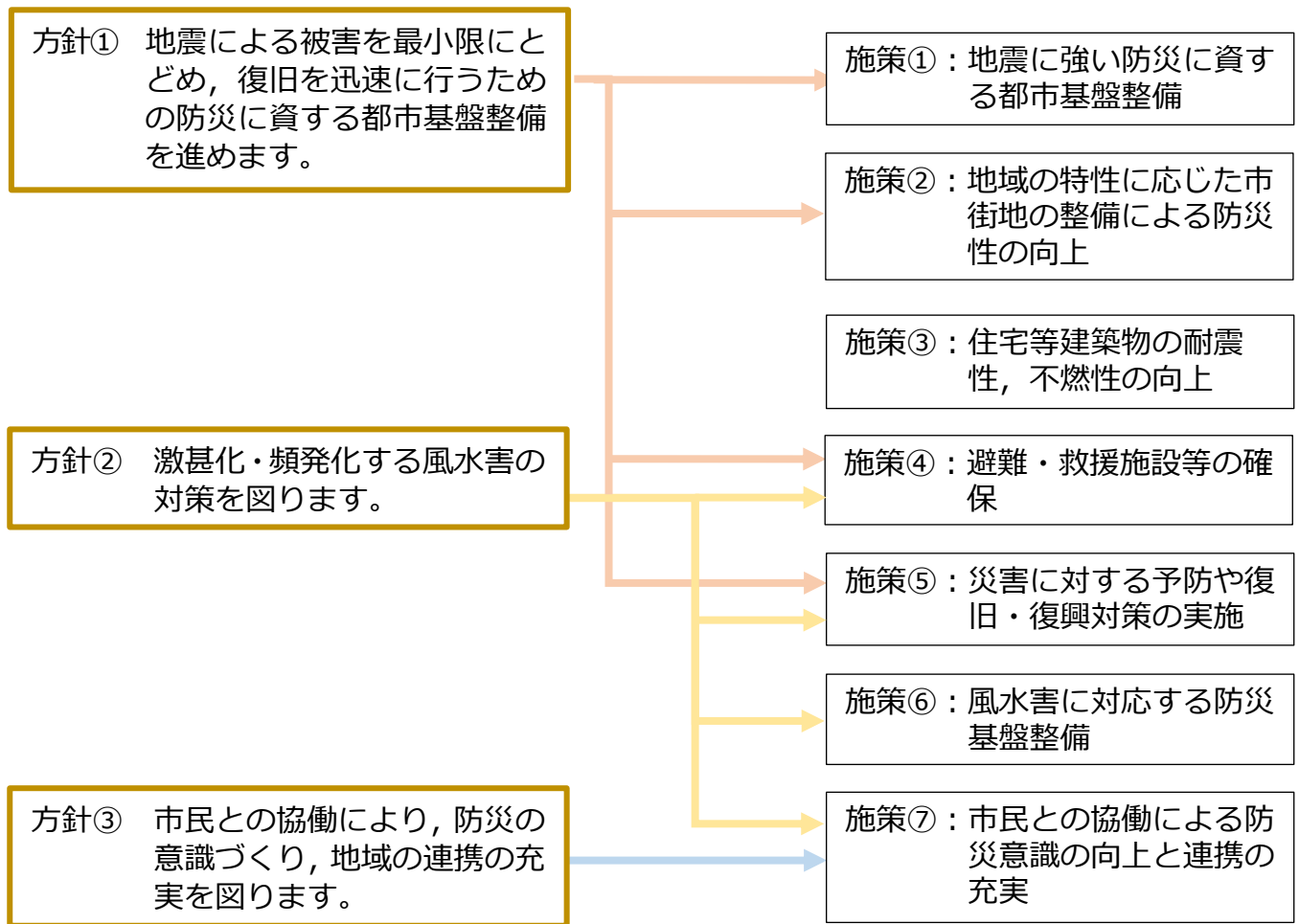
方針② 激甚化・頻発化する風水害の対策を図ります。

- 気候変動による影響を踏まえ、国、都、近隣自治体をはじめとしたあらゆる関係者との協働による、流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方にに基づき、ハード・ソフトの両面からの総合的な浸水対策を推進します。
- 農地等の自然環境を活かし、地域特性に応じた水害対策を推進します。
- 立地適正化計画における防災指針に基づく防災対策により、災害時における市民の安全を確保します。

方針③ 市民との協働により、防災の意識づくり、地域の連携の充実を図ります。

- 地域活動の支援など、様々な視点から防災都市づくりを推進します。
- 災害時の迅速な情報提供や、停電時の電源確保、公衆無線 LAN の整備など、AI や IoT 等のデジタル技術を活用したハード・ソフト両面の備えの充実を図ります。
- 地域におけるコミュニティの活性化を図り、自主防災組織の設置や地区協議会の活動支援等による、互助の地域の防災体制づくりを促進します。
- 東京都防災アプリ等を活用したマイタイムラインの普及等を促進し、市民一人ひとりが避難行動できる自助意識の醸成を図ります。

[方針・施策の体系]



【防災】

施策①：地震に強い防災に資する都市基盤整備

- ①-1 震災時における輸送機能とともに、市街地の延焼を防止し、かつ、避難路や消防活動等の救援・救護活動の空間ともなる幹線道路の整備を推進します。
- ①-2 市街地の延焼拡大防止や一時避難場所となる公園、緑地などの確保に努めます。特に、京王線連続立体交差事業後の鉄道敷地の活用を推進します。
- ①-3 防災広場や防災施設等を整備する際には、再生可能エネルギーの活用やグリーンインフラの考え方を取り入れつつ、平常時と非常時のどちらにも対応することが可能な「フェーズフリー」の概念を取り入れた整備を促進します。
- ①-4 下水道施設などライフラインにおいて、予防保全型の維持管理を持続的に進めていくとともに、耐震化等を図ることで、防災機能の向上を促進します。
- ①-5 消火栓・防火貯水槽等の消防水利施設について、計画的な整備・更新を促進します。
- ①-6 緊急時の避難路や物流経路を確保するため、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋りょうの修繕等を行います。
- ①-7 震災時の建築物の倒壊や街路樹の倒木による緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進するとともに、街路樹の適正な管理に努めます。
- ①-8 都市防災機能を強化するため、市道については調布市無電柱化推進計画に基づき、優先整備路線として位置付けた路線から無電柱化を進めます。なお、都道及び国道については、無電柱化を促進します。

施策②：地域の特性に応じた市街地の整備による防災性の向上

- ②-1 身近な生活道路や細街路の閉塞リスクが高い場所では、狭あい道路の拡幅や民間開発事業における空地整備等の誘導により、円滑な避難や消防活動を行うための経路の確保に努めます。
- ②-2 道路整備に合わせた住宅の建替えなどによる耐震・耐火促進等により、木造住宅密集地域や、農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域等の防災性の向上を促進します。
- ②-3 駅周辺地区などの密集地域における防災機能の向上を図るため、再開発事業等の面的整備を推進します。
- ②-4 調布駅前広場や京王線連続立体交差事業後の鉄道敷地について、大規模地震等の駅前滞留者対策となる防災機能の活用を検討します。
- ②-5 災害時協力井戸の登録や雨水浸透ますの設置を促進し、災害時における生活用水等の確保に努めます。

施策③：住宅等建築物の耐震性、不燃性の向上

- ③-1 住宅等の建築物の耐震化を促進し、耐震診断から耐震改修へとつながるように支援します。また、不燃性の向上を促進するため、支援策を検討していきます。
- ③-2 調布市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断、耐震工事等の指導體制の構築と、助成制度等の情報提供を推進します。

施策④：避難・救援施設等の確保

- ④-1 災害時の避難経路の確保など、防災上の観点から、4m未満の狭あい道路の解消に努めます。
- ④-2 避難施設においては、だれもが安心して過ごせる避難所とするために、バリアフリー化を促進するとともに、多様な主体の視点に立った施設改善を進めます。
また、民間との連携等により、避難生活に配慮が必要な高齢者や障害者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の確保に努めます。
- ④-3 避難場所としてのオープンスペースを確保していくとともに、周辺自治体との連携を図り、地域の特性や市民ニーズに応じて避難場所を適正に配置します。
- ④-4 広域防災拠点として、調布基地跡地運動広場、神代植物公園などの機能の充実と維持・保全を東京都に要請します。
- ④-5 京王多摩川駅周辺などでは、だれにもわかりやすい公共サインの整備及びバリアフリー化を推進します。

施策⑤:災害に対する予防や復旧・復興対策の実施

- ⑤-1 調布市地域防災計画・国土強靱化地域計画に基づき、市民の生命・身体及び財産を保護することを目的とし、地震や風水害などの自然災害への予防や応急・復旧対策を実施するとともに、事前の対策など復興の取組を検討します。

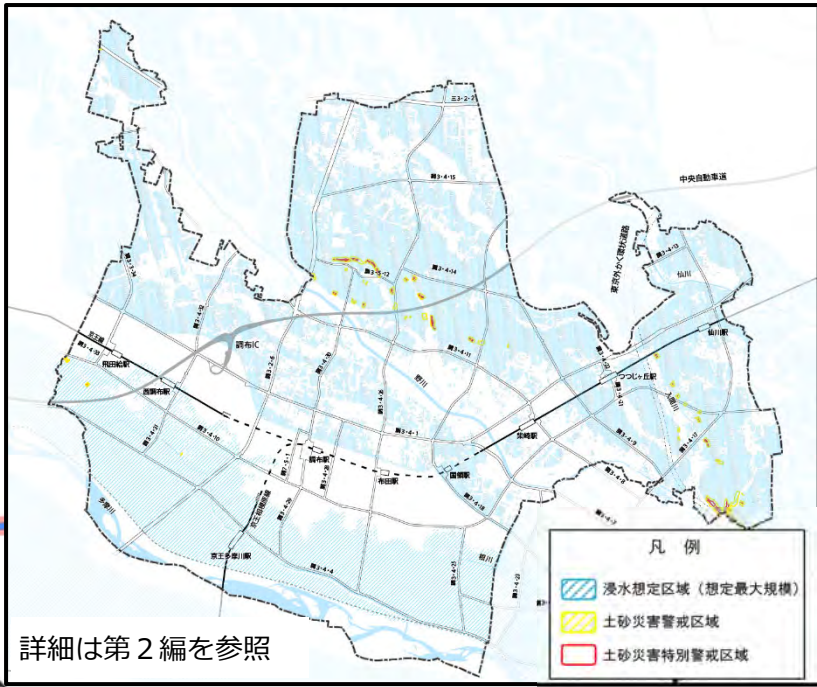
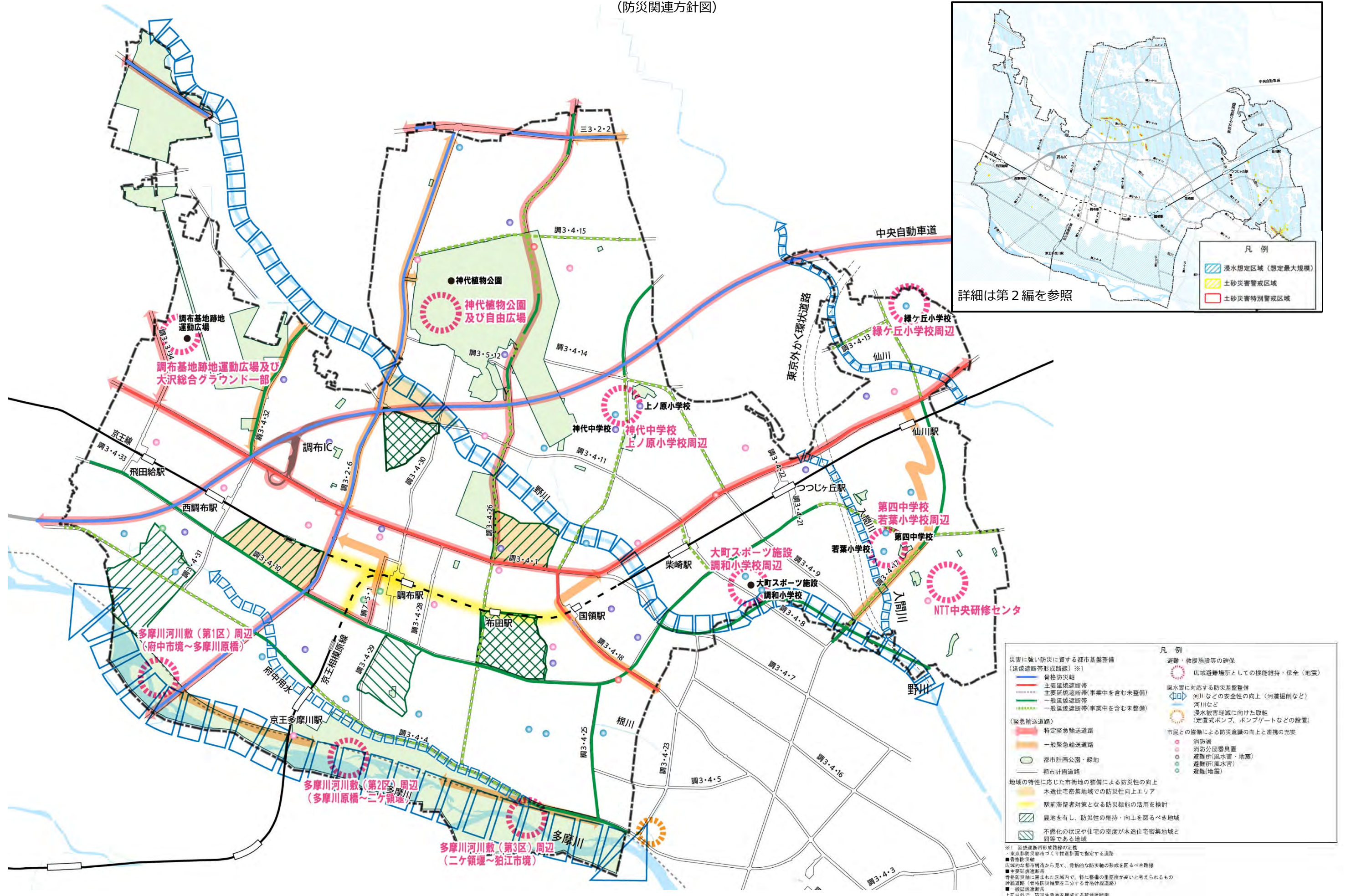
施策⑥：風水害に対応する防災基盤整備

- ⑥-1 多摩川の洪水に備えた治水対策として、多摩川の河道掘削の促進等について国に働きかけます。また、狛江市と連携して内水氾濫の軽減に向けた取組を進めます。
- ⑥-2 集中豪雨などの都市型水害対策として、排水施設の整備が遅れている歩道等の整備の際には、グリーンインフラの考えを取り入れた透水性舗装など排水性能を高める等の浸水対策に取り組みます。
- ⑥-3 水害対策としての河道及び洪水調節施設の整備について、東京都と連携して整備を推進します。
- ⑥-4 浸水等の災害ハザードエリアにおいては、災害リスクの状況に応じて、ハード・ソフト両面から適切な土地利用の誘導に向けて検討していきます。
- ⑥-5 公共や民間により新たな土地利用を図る際には、雨水貯留・浸透施設等の雨水流出抑制施設の整備を促進します。
- ⑥-6 災害ハザードエリア内における災害対応を考慮した公共施設等の整備や垂直避難が可能な備えを進め、水防意識の高いまちづくりを目指します。
- ⑥-7 浸水被害の防止・軽減を図るため、住宅・店舗・事務所等への止水板の設置等を支援します。
- ⑥-8 農地の貯水機能を活かして排水路や河川への流出を抑制するなど、洪水被害の軽減に向けた取組について検討します。また、内水氾濫への対応として、公共施設の更新に当たっては、雨水貯留・浸透施設の整備について検討します。
- ⑥-9 多摩川周辺の浸水が想定される区域では、立地適正化計画における防災指針に位置付けた、地域ごとの災害ハザードの状況に応じた取組を促進します。

施策⑦：市民との協働による防災意識の向上と連携の充実

- ⑦-1 地域の防災体制を強化するため、防災訓練などを通じて、地域で共に助け合う、自助・共助による地域の防災体制づくりを促進します。また、地域に根差した防災市民組織の育成支援を図ります。
- ⑦-2 調布市災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害のある方などの要援護者に対し、地域組織による支え合い・助け合いによる支援体制を整備し、地域の安全・安心の体制を強化します。
- ⑦-3 ケーブルテレビ、調布FMやSNS等の多様な媒体を通じて、日常的に防災情報を周知・啓発することにより、地域の防災意識の向上を図ります。
- ⑦-4 自然災害に対する情報の伝達率の向上や、適切な情報の収集・提供に向けて、AIやIoT等のデジタル技術を活用した防災対策について検討していきます。
- ⑦-5 災害時における課題を解決するために、地域でリーダーとなる人材の育成・支援を図ります。
- ⑦-6 地域の防災体制の充実のため、防災備蓄品の充実を行うとともに、備蓄コンテナの設置や防災備蓄倉庫の整備を計画的に進めます。また、備蓄コンテナや備蓄倉庫の適切な管理を行います。
- ⑦-7 災害時に、被災者の近隣の市区町村や関係機関の円滑な協力が得られるよう、協力体制の確立を図ります。
- ⑦-8 初期消火資器材の普及など、地域の防災力の向上に努めます。
- ⑦-9 防災知識の普及と啓発を推進するために、防災訓練や防災学習の機会の充実を図ります。
- ⑦-10 台風や大雨の水害等に対し、ハザードマップの普及・啓発を進めるとともに、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせてとる防災行動を時系列で整理する東京都防災アプリ等を活用した「マイ・タイムライン」の普及に取り組みます。

(防災関連方針図)



- 凡例
- 災害に強い防災に資する都市基盤整備 (延焼遮断帯形成路線) ※1
 - 骨格防災軸
 - 主要延焼遮断帯 (事業中を含む未整備)
 - 一般延焼遮断帯
 - 一般延焼遮断帯 (事業中を含む未整備)
 - (緊急輸送道路)
 - 特定緊急輸送道路
 - 一般緊急輸送道路
 - 都市計画公園・緑地
 - 都市計画道路
 - 地域の特性に応じた市街地の整備による防災性の向上
 - 木造住宅密集地域での防災性向上エリア
 - 駅前滞留者対策となる防災機能の活用を検討
 - 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域
 - 不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域
 - 避難・救援施設等の確保
 - 広域避難場所としての機能維持・保全 (地震)
 - 風水害に対応する防災基盤整備
 - 河川などの安全性の向上 (河道掘削など)
 - 河川など
 - 浸水被害軽減に向けた取組 (定置式ポンプ、ポンプゲートなどの設置)
 - 市民との協働による防災意識の向上と連携の充実
 - 消防署
 - 消防分団器具庫
 - 避難所(風水害・地震)
 - 避難所(風水害)
 - 避難(地震)
- ※1 延焼遮断帯形成路線の定義
 ●東京防災都市づくり推進計画で指定する道路
 ■骨格防災軸
 広域的な都市構造から見て、骨格的な防災軸の形成を図るべき路線
 ■主要延焼遮断帯
 骨格防災軸に囲まれた区域内で、特に整備の重要性が高いと考えられるもの
 ■一般延焼遮断帯 (骨格防災軸を除く)
 ■一般延焼遮断帯
 上記以外で、防災性を構成する延焼遮断帯

5. 住環境分野

■まちづくりの基本方針

方針① 親しみと誇りをもって住み続けるため、安全・快適で生活しやすい住環境づくりを進めます。

- 人々の価値観が多様化しています。住まう、働く、学ぶ、憩うなど様々な機能を備えたまちづくりを推進し、だれもが親しみと誇りをもって住み続けられる生活空間の形成を進めます。
- 環境性能の高い住宅の普及促進による、環境に配慮したうるおいのある住環境づくりを進めます。
- 都市計画制度等の活用による住宅施策の推進や、大規模団地の更新による質の高い住環境の形成や、既存住宅等のストック活用等による、持続可能な住環境の形成を図ります。
- 防災・防犯対策の推進による安全・安心な居住環境の形成を図ります。

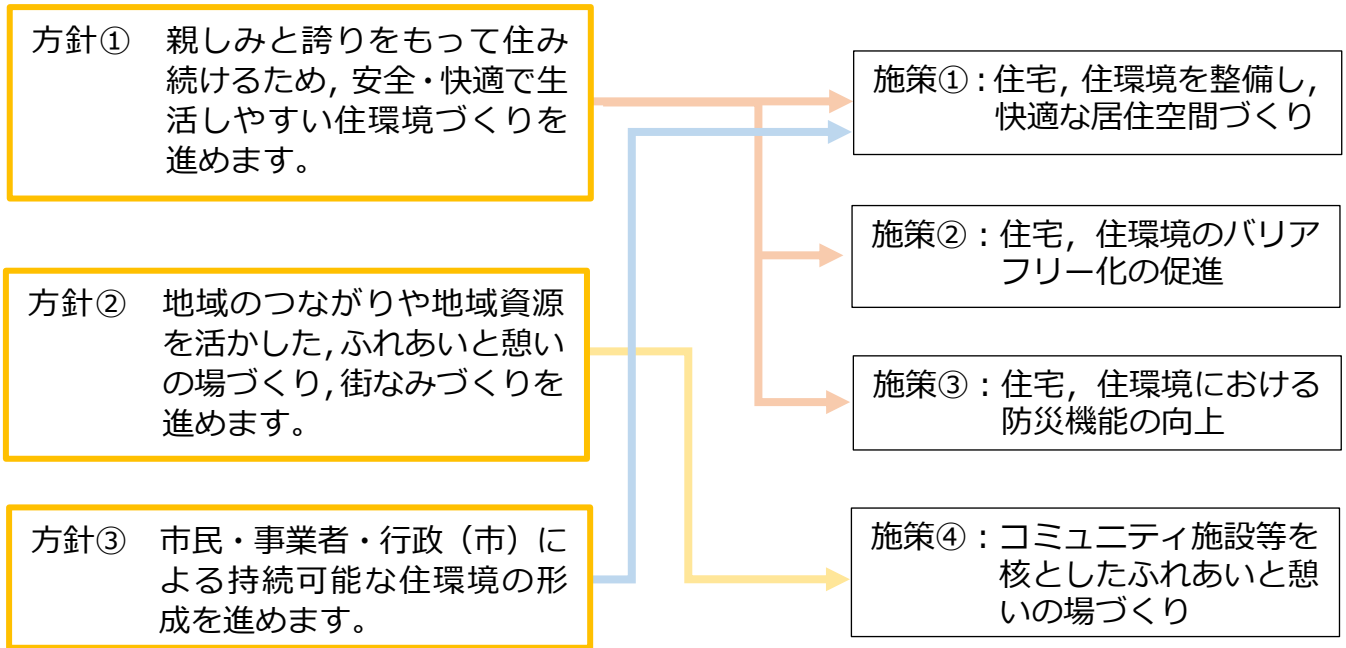
方針② 地域のつながりや地域資源を活かした、ふれあいと憩いの場づくり、街なみづくりを進めます。

- コミュニティ施設の充実、交流や学習の場づくりにより、市民参加のまちづくりを推進し、地域コミュニティを創造します。
- 地域の視点からまちづくりや街なみづくりを進め、地域のつながりを深めます。

方針③ 市民・事業者・行政（市）による持続可能な住環境の形成を進めます。

- 公共施設マネジメント計画等に基づく公共施設の適正な配置とともに、公民連携等による機能充実を図ることで、市民サービスの質の向上を図ります。
- 空き家等の既存ストックの活用・支援を推進し、多様な住宅ニーズに対応するとともに、空き家等の利活用を進めます。
- 産学官の連携によるデジタル技術の活用により、地域の機能やサービスの効率化・高度化を図ります。

[方針・施策の体系]



【住環境】

施策①：住宅、住環境を整備し、快適な居住空間づくり

- ①-1 良質な住宅・住環境の確保を図るため、敷地面積の最低限度・壁面の位置・色彩・高さ・緑地等に関するルールづくりを積極的に進めます。
- ①-2 事務所や大規模小売店舗などについては、地区計画等による都市計画制度等を活用し、周辺環境に配慮した立地を誘導します。
- ①-3 一体的な自然や都市農地と調和を図りながら、ゆとりとうるおいのある住環境を形成します。農地や屋敷林が多く残る地域においては、地域の実情に合わせて、地区計画や田園住居地域の指定など、緑農住が調和した住環境と営農環境の維持・形成に向けた取組を検討します。
- ①-4 環境との共生を図るため、ZEH等の省エネルギー住宅や、宅地内緑化、保水機能の向上など、環境に配慮した住宅の普及拡大を促進します。
- ①-5 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」等により、一定の基準を超える中高層の集合住宅や業務建築物について、周辺地域と調和した街なみ景観の形成等を誘導します。
- ①-6 住宅セーフティネット制度として、市営住宅等の既存ストックを長寿命化し、適正な維持管理に努めるほか、民間賃貸事業者との連携を深め、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援します。
- ①-7 公営住宅や大規模な団地、マンションの建替えにおいては、次のような規制・誘導により、良質な住環境の形成を推進します。
 - ア. 環境と調和した住宅の供給
 - イ. 子どもから高齢者まで、各々のライフステージに応じた多様な住宅の供給
 - ウ. 地域におけるふれあいと憩いの場づくり
 - エ. 施設の複合化による防災機能や生活機能の確保
 - オ. 脱炭素化、省エネルギー化の推進に寄与する住まいづくり
- ①-8 住宅と工場が混在する地域では、地区計画等の都市計画制度等を活用し、住宅や工場などが共存できる環境づくりを促進します。
- ①-9 公共建築物等における木材利用推進を通じて、森林の適切な整備・保全及び健全な育成を図るとともに、木材の特性を活かした快適な公共空間の創出や温暖化対策を推進します。
- ①-10 デジタル技術等の活用による市民の利便性の向上や地域の持続的成長につながる新しいサービスや事業の創出など、スマートシティの実現に向けた産官学連携の活動を支援します。
- ①-11 空き家を住宅確保要配慮者用の住居として活用するほか、地域のコミュニティ形成や活性化のための空間や子どもや高齢者の居場所とするなど、空き家等並びに空き地の積極的な利活用の検討を進めます。
- ①-12 情報発信等を通じて、空き家等の発生予防や適正管理を促進します。
- ①-13 老朽化や腐朽化が進み危険な特定空き家については、適切な維持管理が行われるよう対策を講じます。
- ①-14 適正なマンション管理の推進等により、持続可能な住環境の形成を図ります。

施策②：住宅、住環境のバリアフリー化の促進

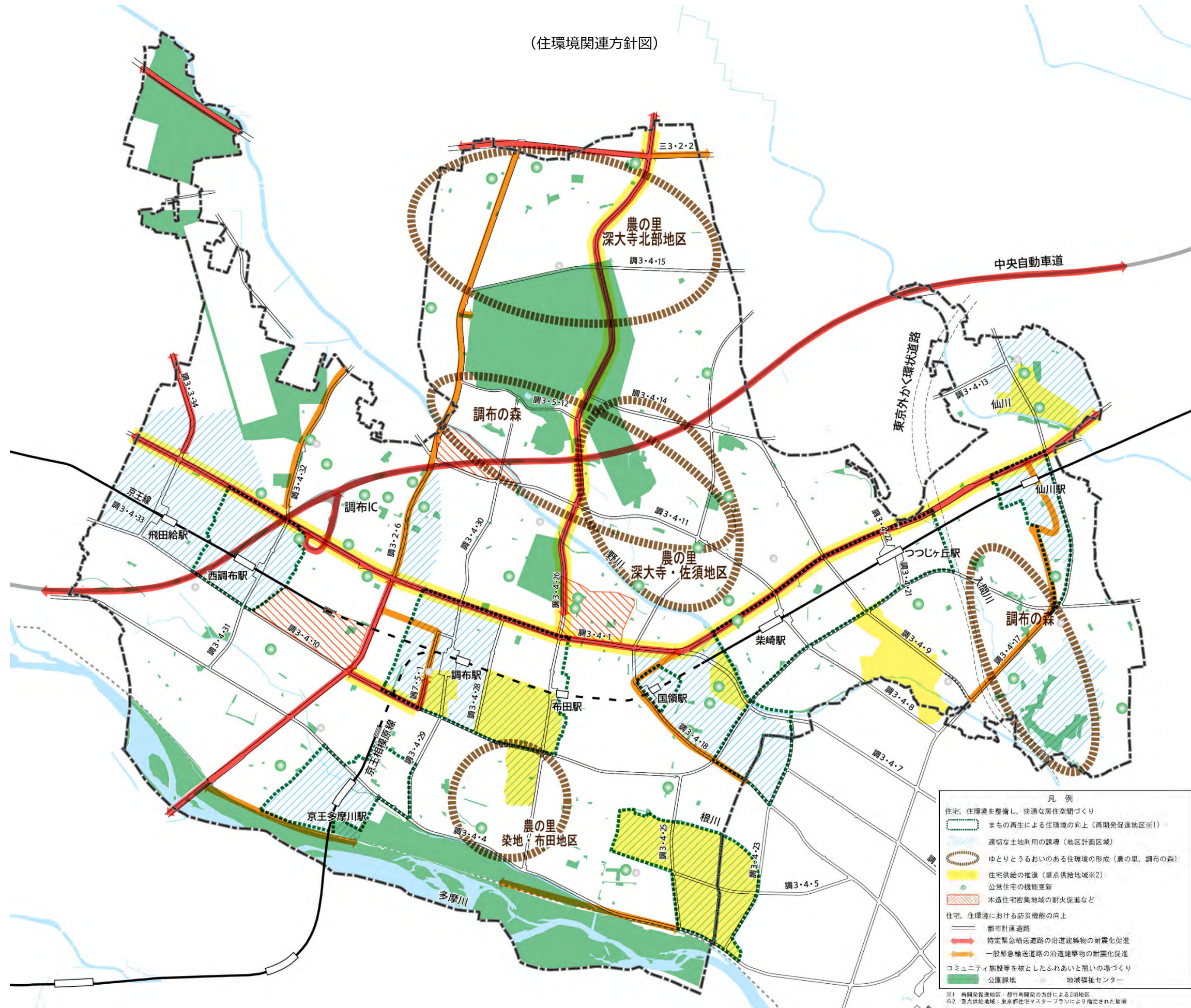
- ②-1 子ども・高齢者や障害のある方にも住み良い住宅の建設、改善を推進します。

施策③：住宅、住環境における防災機能の向上

- ③-1 建築物の不燃化を支援、誘導します。
- ③-2 敷地、建築物の共同化を支援、誘導します。
- ③-3 旧耐震基準をはじめ、耐震性を有さない木造住宅及び分譲マンションに支援を行い、住宅の耐震化を進めます。
- ③-4 貯水槽や非常用電源の確保など、地域防災設備の充実を促進します。

③-5	通学路を中心として防犯灯の設置や、ブロック塀の耐震化を図るなど、児童・生徒など市民の安全を確保します。
③-6	住宅の建替えに合わせた壁面後退及び耐震・耐火促進等により、木造住宅密集地域等の防災性の向上を促進します。
③-7	水害に対応できる避難スペースの確保や避難誘導の仕組みづくり等による防災機能の向上を促進します。
③-8	浸水被害の防止・軽減を図るため、住宅・店舗・事務所等への止水板の設置等を支援します。
施策④：コミュニティ施設等を核としたふれあいと憩いの場づくり	
④-1	既存の公共施設の現状を踏まえ、適正な配置や市民サービスの集約・複合・多機能化、運営の効率化など、今後の公共施設の在り方を検討します。
④-2	地域福祉センターについて、地域に根付いたコミュニティ活動の拠点として、地域特性に合わせた機能など、施設の在り方について検討を進めます。
④-3	地域のふれあいや学びの場として、河川や農地などの地域資源を活かし、公園、広場の設置を検討します。
④-4	市民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、規模や配置の検討や、公園機能の再編も視野に入れて、地域に親しまれる身近な公園・広場等を計画的に整備します。

(住環境関連方針図)



6. 景観分野

■まちづくりの基本方針

方針① 武蔵野の限りある水と緑の環境を積極的に守り育て、調布らしさを発揮します。

- 崖線の緑地、谷戸や里山、地下水や湧水など、生態系の保全と回復に努め、調布らしい景観形成に取り組みます。
- 景観の骨格となっている国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境、のどかな農の風景など、地域固有の景観の魅力を市民と共有し、景観価値の向上に取り組みます。
- 魅力ある景観形成と豊かな地域資源のネットワークの形成等により、交流人口の増加や回遊性の向上を図ります。

方針② 都市景観に配慮しつつ、子どもから大人までうるおいとやすらぎを感じられる景観形成を図ります。

- 駅周辺などのにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じる街なみなど、地域の成り立ちや思いを大切に、地域の特性を活かしたメリハリのある街なみづくりを進めます。
- 魅力的な街なみを形成するため、景観計画による規制・誘導など、景観法の制度を活用したまちづくりを推進します。
- 地区計画等の都市計画制度等の活用による開発規制や保全に関するルールづくりなど、規制・誘導を含めた景観のルールづくりを進めます。
- 緑の保全・創出によるうるおいのある街なみ形成を進めます。

方針③ 市民や事業者との連携による景観形成を図ります。

- 市民や事業者との協働による良好な景観形成に向けた仕組みづくりを進めます。
- 市民活動への支援や、景観まちづくりの担い手となる人材の育成・意識の醸成を図ります。

[方針・施策の体系]

方針① 武蔵野の限りある水と緑の環境を積極的に守り育て、調布らしさを発揮します。

施策①：武蔵野の面影を残す自然環境を活かした景観形成

方針② 都市景観に配慮しつつ、子どもから大人までうるおいとやすらぎを感じられる景観形成を図ります。

施策②：歴史的・文化的資源を活かした景観形成

施策③：良好な街なみ景観の形成

方針③ 市民や事業者との連携による景観形成を図ります。

施策④：市民の参加と協働による景観まちづくりの推進

【景観】

施策①：武蔵野の面影を残す自然環境を活かした景観形成

- ①-1 武蔵野の面影が残る豊かな自然と田園風景などの落ち着いた地域の景観を保全していきます。
- ①-2 河川の自然環境と水辺空間の魅力を高めます。
- ①-3 深大寺通り沿い・国分寺崖線沿いの開発や計画を適切に誘導し、崖線の自然景観と周辺住宅との調和を図ります。

施策②：歴史的・文化的資源を活かした景観形成

- ②-1 歴史ある雰囲気が残されている街道や、地域の歴史的資源を活かした街なみ景観の成熟を図ります。
- ②-2 地域の歴史性と武蔵野の森にふさわしい良好な景観形成を図ります。
- ②-3 深大寺周辺地域の街なみ景観の維持、向上を図るため、地域との連携により、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づく街なみ環境整備事業を推進します。
- ②-4 学園の文化、業務・商業のにぎわいを軸とした、快適な住環境を活かした景観形成を育みます。

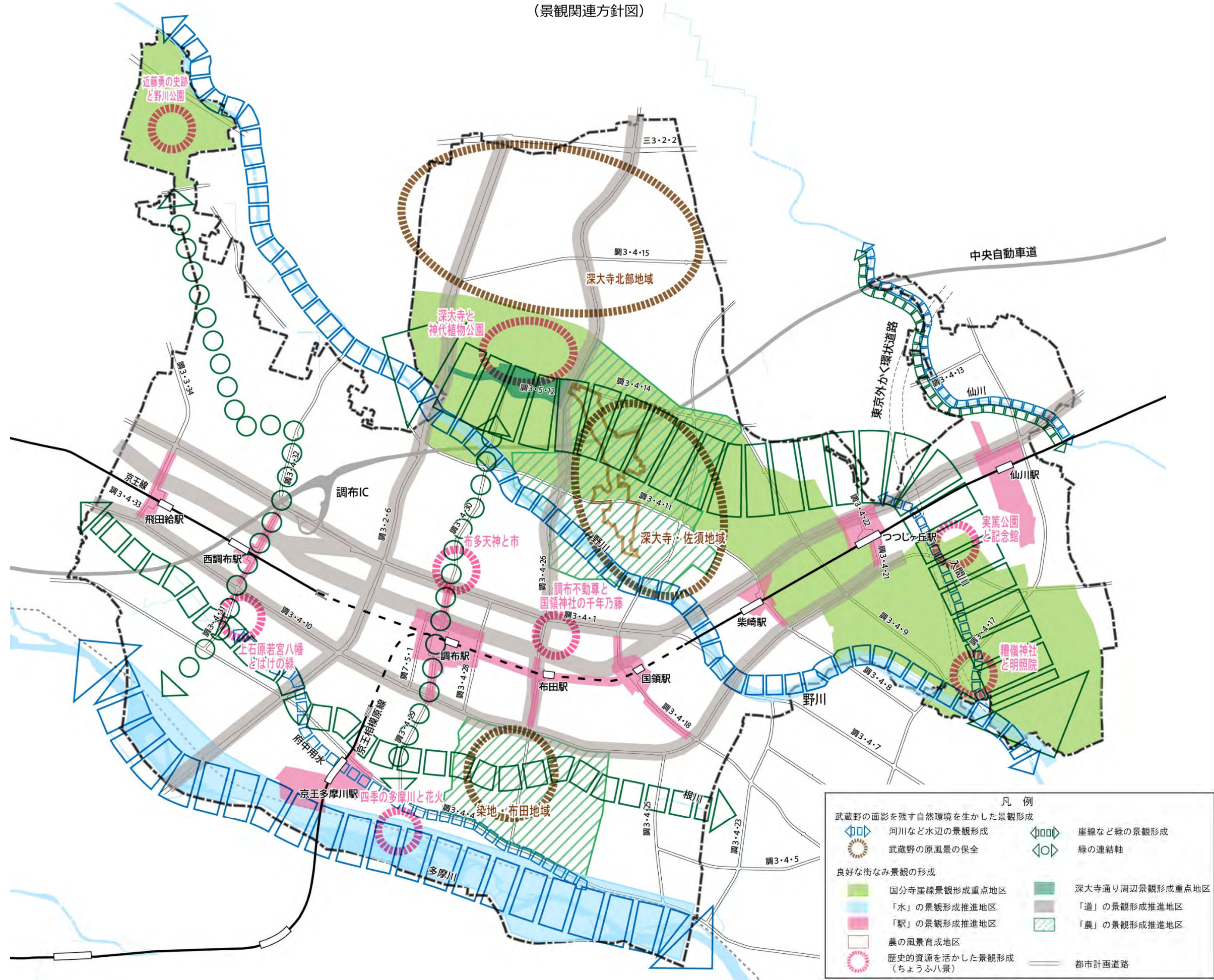
施策③：良好な街なみ景観の形成

- ③-1 地区の特性に応じた建築物や屋外広告物に関するルールづくりを進め、良好な駅周辺の景観を形成します。
- ③-2 届出制度等の活用により、建築物の意匠等について、周辺地域と調和するように規制・誘導していきます。
- ③-3 良好な街なみ景観を形成するため、鉄道敷地や駅前広場等の公共空間の整備による緑の創出と都市空間の向上を図ります。
- ③-4 良好な街なみ景観を形成するため、無電柱化や沿道の植樹等を検討します。また、水と緑の拠点間をつなぐ都市計画道路沿道等の緑化を図ることで、緑のネットワークとして良好な街路景観を形成します。
- ③-5 多摩川・野川沿いの開発や建築計画を適切に誘導し、河川の自然景観と周辺住宅との調和を図ります。
- ③-6 魅力ある景観整備と豊かな地域資源のネットワーク化により、回遊性・滞在性の向上を図ります。
- ③-7 市内9駅それぞれの特性に応じた景観形成の方針を定め、誘導を図ります。
- ③-8 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連動させます。また、緑化に当たっては樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図ります。

施策④：市民の参加と協働による景観まちづくりの推進

- ④-1 市民による景観まちづくりの活動を支援します。
- ④-2 市民が主体的に景観形成に取り組むことができるように、景観学習を推進します。
- ④-3 地域における市民の景観意識の醸成等を推進し、地域の特性を活かした良好な景観を形成します。

(景観関連方針図)



7. 地域活性化分野

■まちづくりの基本方針

方針① 地域のつながりや地域資源・観光資源を活かした、多世代間の交流を生む拠点づくりや、ふれあいと憩いの場づくりを市民・事業者と連携し進めます。

- コミュニティ施設の充実、交流の場づくりにより、市民参加のまちづくりを推進し、地域コミュニティを創造します。さらに、地域の視点からまちづくりや街なみづくりを進め、地域のつながりを深めます。
- 空き家並びに空き地の有効活用により、にぎわい空間や市民の居場所創出の取組を支援します。
- 深大寺や神代植物公園等の地域資源を活かし、持続可能な地域活性化に寄与する「観光まちづくり」の視点を取り入れた環境整備を図るとともに、駅周辺等の拠点からのアクセス性の向上を図ります。
- つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺では、連続立体交差事業を見据えた取組の検討を進め、南北一体的な市街地形成により、まちの利便性・回遊性の向上を図ります。

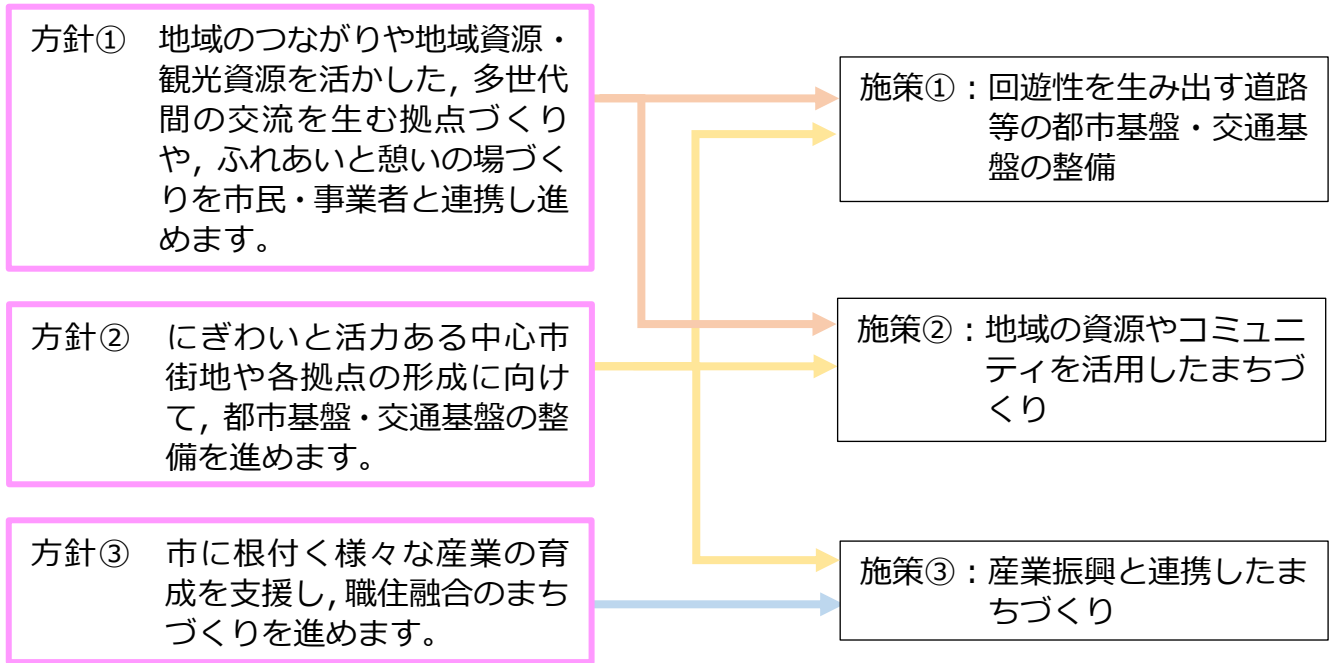
方針② にぎわいと活力ある中心市街地や各拠点の形成に向けて、都市基盤・交通基盤の整備を進めます。

- 行政機能や商業機能をはじめ、文化、コミュニティなどの多様な都市機能が集積した市の中心市街地として、にぎわいと活力のある複合市街地の形成を誘導するとともに、居住機能と調和した魅力ある市街地の形成を図ります。
- にぎわいと活力ある中心市街地に向けて、道路や駅前広場などの都市基盤の整備と合わせたバス路線網の充実や、シェアサイクル等の新たな交通手段の導入により、交通環境の向上を目指します。
- 調布駅前広場や鉄道敷地を、にぎわいを創出する空間として整備し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを形成します。

方針③ 市に根付く様々な産業の育成を支援し、職住融合のまちづくりを進めます。

- 市内の産業振興を図るとともに、周辺地域の環境と調和した土地利用を誘導し、地域経済の活性化に取り組みます。
- 農地や水辺環境等の自然と共生する市特有の住環境を活かし、人々の多様化する働き方・住まい方に対応する環境整備について検討します。

[方針・施策の体系]



【地域活性化】

施策①：回遊性を生み出す道路等の都市基盤・交通基盤の整備

- ①-1 京王線と交差する都市計画道路等の整備を進めます。
- ①-2 駅周辺等における拠点については、にぎわいや利便性の向上等、都市空間のさらなる質の向上に向けて、立地適正化計画の適切な運用により多様な都市機能の誘導を図ります。
- ①-3 調布・布田・国領 3 駅の駅前広場については、京王線地下化後のゆとりある空間を活用し、人々の活発な活動や交流を促す都市空間として充実を図ります。
また、つつじヶ丘駅・柴崎駅・西調布駅の未整備の駅前広場においては、交通結節機能を強化するとともに、ゆとりと利便性を兼ね備えた空間を創出するための検討を推進します。
- ①-4 駅周辺の歩行者の回遊性の向上を図るため、京王線連続立体交差事業後の鉄道敷地の活用や、都市計画道路の整備、生活道路、歩行者用道路等の整備を進めます。また、つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺では、連続立体交差事業を見据えた取組の検討を進めます。
鉄道敷地とその沿道については、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成に向けた土地利用を図ることで、「居心地が良く歩いて楽しいまちなか」を形成していきます。
- ①-5 駅周辺の自転車利用環境の向上を図るため、自転車等駐車を整備します。
また、深大寺周辺等の観光拠点との多様なアクセス手段の提供に向けて、シェアサイクルや次世代モビリティの導入を視野に入れた、新たなアクセス手段について検討していきます。

施策②：地域の資源やコミュニティを活用したまちづくり

- ②-1 自然景観、里山、崖線、歴史的街なみなどの地域資源を活かした、魅力あるまちづくりを進めます。
- ②-2 地域資源を活用したにぎわいあるまちづくりを進めるため、調布駅前広場において、多様な人々のニーズに対応した情報発信に努めます。
- ②-3 深大寺・佐須地域周辺の歴史資源や農地等の緑豊かな地域資源を活かし、観光まちづくりの視点を取り入れた拠点の整備やネットワーク化を推進・促進します。
- ②-4 武蔵野の森総合スポーツプラザや調布基地跡地などの周辺で、にぎわいと活力ある広域的スポーツ交流拠点として充実を図るほか、安全で利便性の高いスポーツ施設の整備に努めます。
- ②-5 市民の文化芸術活動の場となる文化会館たづくりやグリーンホール等の公共施設を核とした、文化芸術の発信・交流の拠点機能を充実します。
- ②-6 空き地や空き家・空き室等の既存ストックを活用し、民間事業者との連携を図りながら、地域の居場所や交流の場、働く場を創り、多様な人々の交流や地域コミュニティの活性化を図ります。
- ②-7 地区協議会等の市民団体の活動支援等により、地域コミュニティの創出を支援し、若者にも魅力あるまちの活性化、幅広い世代が暮らすまちづくりを推進します。
- ②-8 東京スタジアム(味の素スタジアム)や武蔵野の森総合スポーツプラザなどを活用し、スポーツの振興を通じて地域の活性化を図ります。

施策③：産業振興と連携したまちづくり

- ③-1 田、畑などの農地は住環境や景観形成の貴重な要素となっています。また、地場の農産物は市民の生活に、健康とうるおいをもたらしてくれています。年々減少する農地の保全及び都市農業の振興を図るため、「調布市農業振興計画」に基づき施策を展開します。
 - ア. 意欲ある農業者への支援
 - イ. 環境保全型農業の推進
 - ウ. 直売の利用促進
 - エ. 農業体験の場の充実
 - オ. 農業情報の発信強化
- ③-2 商店や商店街は、市民の日常生活を支え、街なみを形成しまちのにぎわいをつくりだしています。近年、高齢化の進行に伴い、近隣の商店や商店街の役割が見直されてきています。一方、小売業を巡る環境には大変厳しいものがあり、中心市街地の活性化などまちづくりの視点から、商業の育成を図るため、以下の施策を展開し

ます。

ア. コミュニティの核としての商店街の育成

イ. まちづくり, 市民生活への貢献策の拡大

ウ. 建築や街路の演出による魅力ある空間の創出

エ. まちづくりによる大規模小売店舗と商店街の共存

オ. 映画館や飲食店等の集客施設の誘致

③-3 産業構造の転換に伴い, 製造業を中心とした工場の中には, 操業停止や規模縮小を余儀なくされたものがあり, 跡地が集合住宅や商業施設に転換されています。一方で, 知識集約型の工場や研究施設などの進出が行われていますが, 既存工場の操業環境は住工混在など, まちづくりの面で課題があります。このため, 就業の場の確保や個性ある地域工業を守り, 育成するための環境を整備します。

ア. 住工が共存できるまちづくりの推進

イ. 工場緑化の促進

③-4 高齢化の進行や生活様式の多様化により, 地域での福祉サービスの必要性が高まっています。労働意欲ある高齢者の増加もあり, ボランティア活動の活発化などが進展しています。行政サービスの補足・拡大や効率的提供を実現し, さらに市民の就業の場を拡充するため, 地域住民の手によるコミュニティサービスの事業化など, いわゆる生活文化産業への支援の在り方を検討します。

③-5 市民, 事業者, 行政(市)の三者の協働により, 映画産業などの地域資源をまちづくりに活用し, にぎわいのある活気に満ちたまちづくりを推進します。

また, 駅前広場等の屋外の公共空間を活用した様々なイベント・事業を実施し, エリア価値の向上に資する公共空間の新たな活用に向けた検討を進めます。

③-6 新型コロナウイルスの流行を契機として多様化する人々の働き方・住まい方に対応するため, シェアオフィスやワーキングスペースの立地を誘導していくとともに, 市の豊かな自然環境を享受できる都市空間の中での立地についても, 検討を促していきます。

(地域活性化関連方針図)

